

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年1月10日（火）午後4時00分～午後4時30分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員（13名）

農業委員		
1番	住吉	一久
2番	弓野	良子
3番	青木	清美
4番	清水	智也
5番	水島	英樹
7番	竹内	重之
8番	荒尾	和彦
9番	数家	善継
10番	大森	憲一
11番	赤川	慎二
12番	青木	靖浩
13番	大森	雅昭
14番	水野	仁士

4 本委員会に欠席した委員（1名）

農業委員		
6番	水島	正起

5 説明者 農業委員会 事務局長 竹谷 俊範
事務局長代理 平坂 昌美

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件
- (3) 議案第3号 農用地利用配分計画の決定の件
- (4) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、1月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会長 それでは、これより、1月の農業委員会会議を開催いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第19条第2項の規定により7番 竹内 重之 委員、9番 数家 善継 委員を指名します。

それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。

どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の件」について、ご説明いたします。

議案書は、1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、同法施行令第15条の規定により意見を求めます。

令和5年1月10日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

議案第1号1番、5条の案件です。

譲受人は、「富山市根塚町3丁目〇番〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さん」です。

譲渡人は、「朝日町東草野〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇さん」です。

申請地は、朝日町東草野字道下〇〇〇番〇、地目は田、471㎡、転用目的は、保養所新築用地です。

荒尾委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、2ページ（左）をご覧ください。

地図の一番下にふるさと美術館の記載があります。

その前の道を海まで下がって保安林の手前の道沿いに位置しています。

譲受人は、富山市で化粧品メーカー・美容業を営む社員20名の会社の代表取締役です。

全国に顧客が3,000事業者あり、自然あふれるエリアで宿泊して会議やミーティングが実施できる保養所を建築したいと考え、さらに、社員の9割が関東・関西・中部圏などからの移住であり、その家族にも富山の魅力に触れてもらう機会を持つことやワーケーション施設としても利用していきたいため、従来から朝日町で賑わい創出に熱心に取り組んでいる建築士に相談したところ、朝日町での建築を勧められました。

建築士は、申請地周辺（東草野・大屋新）の海岸沿いに人を集めてまちづくりをして活性化を図りたいとのことで、譲り受け人もその思いに対し、一役買うことにしました。

申請地は、建築士が仲介したもので、譲渡し人も高齢になり将来のことを考えるとこの先、畑を続けることが困難と判断し、両者の利害が合致し、今回の申請に至ったものであります。

なお、保養所は、主として週末の利用となるため、平日は、貸し出しを想定してお

ります。

水道は申請地にさく井し、生活排水は合併浄化槽を設置し、接続処理されます。

敷地の南側は10センチの擁壁が敷設されており、隣接地に流れ出ることはありません。

土地利用につきましては、471㎡のうち、保養所が116.5㎡、4台分の駐車スペース34.75㎡、植栽帯64.3㎡、通行用地として255.45㎡であり妥当と考えます。

農地区分につきましては、低生産性小集団農地である2種農地と判断しており、朝日町土地改良区からも同意を得ており、転用は可能と考えます。

以上、第5条の規定による許可申請の件として、1件 田1筆 471㎡となります。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思います。
私から意見書を出しておりますので、私から申し上げます。

会 長 土地利用計画において、申請地の四方を道路用L型側溝、水路、嵩上げ擁壁で囲むほか、水道は申請地にさく井し、生活排水は合併浄化槽を設置し、接続処理されます。
また、雨水処理も適正で隣接農地への被害はないものと思われまます。現地調査で隣接農地は現在耕作されてなく、申請地も将来遊休農地になりうる土地であるため、そこに保養所を建築し、ワーケーション施設としても活用する計画で、土地の有効利用には期待できるものと考えます。
目的及び計画の実現性には特に問題はなく、朝日町土地改良区の意見書もあり、この申請案件は適正と判断します。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様からご意見及び異議は、ありませんか？

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり、県へ進達いたします。

会 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 それでは、3ページをご覧ください。
議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」、次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。
続いて、11ページをご覧ください。
議案第3号「農用地利用配分計画の決定について」、次のとおり、農地中間管理事業推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるものとそれ以外という2部構成となっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

初めに、農地中間管理事業以外の集積計画についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は1件となり、

田：1筆：1，421.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

次に、6ページをご覧ください。

農地中間管理事業以外についての利用権設定状況の内訳です。

10年以上の借り手及び貸し手が、1件、1，421.00㎡、再設定となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定をご覧ください。

借り手、貸し手 計各1件、1，421.00㎡、相対契約となっております。

町外、借り手0件、0.00㎡、貸し手0件、0.00㎡となり、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて、農地中間管理事業にかかる集積計画についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は16件となり、

田：36筆：72，354.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

次に、10ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳となります。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、2件、6，109.00㎡、全て新規設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、14件、66，245.00㎡、うち、再設定を含む申請が、8件、51，309.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各16件、72，354.00㎡のうち、借り手は全て公社となっております。

町外の貸し手は、5件、7，275.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて配分計画についてですが、14ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は16件となり、

田：36筆：72，354.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となっております。

次に、15ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、2件、6，109.00㎡、全て新規設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、14件、66，254.00㎡、うち、再設定を含む申請が、8件、51，309.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各16件、72，354.00㎡のうち、貸し手は全て公社となっております。

借り手は、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

議案第2号及び第3号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第2号及び議案第3号の議案につきまして、審議したいと思います。

（全員「異議なし」の発言有り）

会 長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 　予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。
続いて、その他に移ります。
事務局から何かありませんか。

事 務 局 　次回開催日について…2月6日（月）15：00～

会 長 　そのほかに意見はありますか。

（意見なし）

会 長 　それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして1月の農業委員会定例会を閉会いたします。
みなさま、お疲れ様でした。

・午後4時30分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名押印する。

令和5年　　月　　日

朝日町農業委員会議長　　荒尾　和彦

会議録署名委員

会議録署名委員